

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月15日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	長崎県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kanko-kyoiku-bunka/kyoikukikannado/overview/mynumber-overview/285191.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの(長崎県立高等学校学び直し支援金)
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第7の項 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	長崎県立高等学校学び直し支援金補助金実施要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 高等学校等の生徒等 がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与すること を目的とする。	第1条 県は、 高等学校を中途退学した後再び高等学校で学び直す者 に対して、 高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与すること を目的として、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)の支給期間の経過後も継続して高等学校の生徒がその授業料に充てるために必要な経費を補助するため、予算の定めるところにより長崎県立学び直し支援金補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)及び長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱(平成20年長崎県告示第522号。以下「交付要綱」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		長崎県立高等学校学び直し支援金補助金実施要綱